鹿屋市訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市訪問入浴サービス事業実施要綱(平成19年鹿屋市告示第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者」を「身体障がい者」に、「身体障害児」を「身体障がい 児」に、「障害者等」を「障がい者等」に改める。

第3条中「障害者等」を「障がい者等」に改め、同条第1号中「障害の」を「障がいの」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 訪問入浴サービス給付費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者 実施費用の100分の100に相当する額
  - (2) 前号に掲げる者以外の者 実施費用の100分の90に相当する額。ただし、同一の月における実施費用の合計額に100分の10を乗じて得た額が3,000円を超える利用者等については、当該同一の月における訪問入浴サービス給付費の額は、当該同一の月における実施費用の合計額から3,000円を控除して得た額

第7条中第5項を削り、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」 に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 利用者等は、訪問入浴サービス給付費の支給を受けようとするときは、鹿屋市 訪問入浴サービス事業請求書(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて事業 を利用した月の翌月の10日までに市長に提出しなければならない。
  - (1) 鹿屋市訪問入浴サービス事業明細書(別記第4号様式)
  - (2) 鹿屋市訪問入浴サービス事業提供実績記録票(別記第5号様式)の写し
  - (3) 実施事業者に実施費用を支払ったことを証する書類 第7条第6項を次のように改める。
- 6 実施事業者は、第4項の規定により訪問入浴サービス給付費を請求しようとするときは、鹿屋市訪問入浴サービス事業請求書(別記第3号様式)に次に掲げる 書類を添えてサービスを提供した月の翌月の10日までに市長に提出しなければならない。
  - (1) 鹿屋市訪問入浴サービス事業明細書(別記第4号様式)

- (2) 鹿屋市訪問入浴サービス事業提供実績記録票(別記第5号様式)の写し
- (3) 訪問入浴サービス給付費の請求及び受領を委任されたことが分かる書類 第7条第7項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第 6項の次に次の1項を加える。
- 7 市長は、第3項又は前項の請求があった場合は、その内容を審査し、訪問入浴 サービス給付費を支給することが適当であると認めたときは、請求があった日の 翌日から起算して30日以内に訪問入浴サービス給付費を支払うものとする。 第8条第1項中「障害種別」を「障がい種別」に改める。

別記第2号様式の次に次の3様式を加える。

## 第3号様式(第7条関係)

(個人月	月)										
	J.	<b></b>	訪問え	人浴サー	ービス	事業請	求書				
鹿屋市	長	様									
請求	金額										
						•	,	·	,		
		年		月分							
内		実施事	事業者	名			金額				
											円
訳											円
		合	計								円
上記の	とおり請求しる	ます。 			T			年		月	目
	·	認番号	를								
		住		所							
	利用者等	電	話	番号							
	7 3/13 🖂 13	利	用者	千氏 名							印
		保	護者	千氏 名							印
	注 利用者が	 18歳以	上のネ	者である	場合に	は、保護	養者氏名	名欄の記	 記入	<u></u> は不	要
			金融	 : 機 関							
		振		<b>延種別</b>							
		込		医番号							
		上 先		ガナ							
			名	義							
			L								

		鹿	屋市訪問入浴	谷サー	ービス	事業請認	求書			
鹿屋市長	Ē		様							
請求金	請求金額									
	年		月分							
	明細書	件数				华	<b>‡</b>			
		<b>.</b>								
上記のと	おり請	求しまっ	<b>す</b> 。					任	月	目
								7	Л	H
		事業所	番号							
	請求事業者		所 在 地							
			電話番号							
			名 称							
			代表者							印
			職・氏名							П,
		A = 1 1/2	L. 88							
		金融模								
	振	表 方 店 口座租								
	込 口座:	口座看								
		フリオ								
		名	義							

, 1										
	J	鹿屋市訪	i問入浴サー	-ビス事	業明	月細書				
						年		月分		
承	私 認 番 号		事業	所 番	号					
禾	川用対象者			者 及 所の名						
1	事業費		I							
	事業内容		単価	回数		当月事業費額				
	訪問入浴サービ	`ス			1)	$\odot$				
2	利用者負担額				T_					
	当月月	利用者負	担額		2	)				
3	他事業所利用状況	(複数利	用の場合の	)み)						
	<u> </u>	事業所名				利用	者負担額			
	合計 ③									
	注 ②と③の合計額が	53,000円を	と超えていな	いか確認	忍して	ください	0			
	当月訪問入浴サーヒ	ごス事業費	費請求額 (	1-2	)			円		
<u> </u>										

## 第5号様式(第7条関係)

## 鹿屋市訪問入浴サービス事業提供実績記録票

## 年 月分

承認番号	利用対象者		事業所番号	
支 給 量	日/月	事業者及び		
利用者負担額		事業所の名称		

利月	利用日   利用時間		担併時間		サービス	<b>1</b> 1 □ <b>1</b> 4.76 → 31		
目	曜日	開始時間	終了時間	提供時間	派遣人数	確認者	利用者確認	
		合 計						
		н н						

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。